9月9日『公認心理師法』成立

9月8日に参議院文科委員会を通過した『公認心理師法案』は9月9日10時過ぎ参議院本会議にて投票総数 236票、賛成236票、反対0票、全会一致にて可決、成立しました。9月16日付けの官報に「法律第六十 八号 公認心理師法」が掲載されています。以下主要な部分を抜粋し掲載します。

- (目的)第一条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持 増進に寄与することを目的とする。
- (定義)第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、 保健医療、福祉、教育その他の分野において、 心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を 行うことを業とする者をいう。
 - 一心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
 - 二心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 - 三心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 - 四心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。
- (資格)第四条 公認心理師試験(以下「試験」という。)に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。
- o (受験資格) 第七条試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - 一学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)において 心理学その他 の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて 卒業し、かつ、同法 に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で 定 めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
 - 二学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働 省令で 定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であ って、 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一 号から 第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの
 - 三文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

附則 (受験資格の特例)

- 第二条次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
 - 一この法律の施行の日(以下この項及び附則第六条において「施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学院の 課程を 修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労 働省令で定めるものを修めたもの
 - 二施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要 な科目として 文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
 - 三施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学 省令・厚生労働省令で 定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定め る者であって、施行日以後に同法に基づく 大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修め てその課程を修了したもの
 - 四施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として 文部科学 省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定め る者で あって、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から 第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの
- 2 この法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして 文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
 - 一文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
 - 二文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行っ た者
- 3 前項に規定する者に対する試験は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができる。